

令和5年度 宮城県障害者相談支援従事者初任者研修 募集要綱

1 主催者

宮城県、一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

2 受講対象者（定員90人）

- (1) 宮城県内にある指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、委託相談支援事業所又は基幹相談支援センター（以下「相談支援事業所等」という。）において、相談支援専門員として従事する予定のある者
- (2) 相談支援を担当している宮城県内の市町村職員

令和2年度に国の定める研修カリキュラムが改正され、研修日数が7日間に拡大されました。また、障害福祉サービス等利用者にアセスメントを行い、サービス等利用計画を作成する等の課外実習（注1）が令和2年度から導入されています。

相談支援業務に関する面接技術や基本的な法の理解などは、本研修でも扱いますが、業務を通じて受講までに学習済みであることを前提としています。

本研修の内容や趣旨を十分に御理解いただいた上でお申し込みください。

（注1）7月17日～9月8日までの期間、9月10日～10月27日の期間でそれぞれ地域の実習担当事業所にて課題の確認等を行って頂きます。地域により実習の回数は異なります。最低でもそれぞれの期間内に1回は実習担当事業所での実習を行っていただく予定です。地域の実習担当事業所は後日お知らせをいたします。

1回あたりの実習時間帯等は、実習担当事業所決定後、実習担当事業所と直接調整していただきます。（例年は、演習2日目以降に調整が開始されています。）

3 日程（全7日間）

6月28日（水）から 7月12日（水）まで	7月15日 （土）	7月16日 （日）	9月9日 （土）	10月28日 （土）	10月29日 （日）
講義	講義	演習	演習	演習	演習
e-ラーニングによる受講		宮城県庁2階講堂（仙台市青葉区本町3丁目8-1）			

- ・ 詳細については、別紙1「研修カリキュラム」を御覧ください。
- ・ 研修1日目・2日目は、e-ラーニング（オンラインで配信する動画の視聴）による受講とします。個人又は事業所が所有するコンピューター、スマートフォン、タブレット等、動画を視聴できる機器を御用意ください。また、受講方法の詳細は、受講可否通知と併せてお知らせします。
- ・ e-ラーニングは指定の期間以外での視聴はできませんので、ご注意ください。期間内に視聴していただくことが、研修終了の要件のひとつになっております。要件を満たされない場合は、研修修了となりませんのでご注意ください。

4 受講料

- ・ 14,000円(税込。テキスト代を含む。)
- ・ 振込先については、受講可否通知と併せてお知らせします。
- ・ 振込後、自己都合により受講を辞退した場合や、受講決定が取り消された場合は、返金しかねます。
- ・ 受講料以外の払込手数料や参加旅費等は受講者負担となります。

5 受講申込

(1) 申込方法 簡易書留による郵送に限ります。

〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷1丁目11-8-2
一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 事務局 宛て
※ 申込封筒に「初任者研修申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 申込期限 令和5年5月17日(水)必着 *持ち込みは不可。

(3) 申込書類 次の書類を申込者1人につき1部ずつ御提出ください。

書類名	提出区分	備考
受講申込書	全員必須	従事する予定の法人の代表者(市町村職員の場合は所属長)から推薦を受けてください。
実務経験記載票	該当者のみ	受講申込の時点で、別紙2「宮城県相談支援専門員の要件となる実務経験一覧表」に定める <u>実務要件を満たしている場合のみ</u> 、御提出ください。
資格等の証明書の写し	該当者のみ	別紙2「宮城県相談支援専門員の要件となる実務経験一覧表」に定める <u>資格要件を満たしている場合のみ</u> 、御提出ください。
戸籍抄本 ※旧姓と新姓の両方が 確認できるもの	該当者のみ	<u>申込書と資格証明書等に記載の氏名が異なる場合は</u> 、提出してください。
返信用封筒(角形2号封筒、120円切手貼付)	全員必須	・ 受講可否通知の郵送に使用します。 ・ 返信先の宛名、住所を記載してください。

- ・ 複数人数分の申込書類を同封して郵送して構いません。
- ・ 申込期限までに必要な申込書類が揃わない場合や、不備の訂正指示に従わない場合は、受講申込を受理しません。
- ・ 御提出いただいた申込書類は返却しかねます。
- ・ 指定の返信用封筒サイズ以外のものを準備された場合、受講申込受付の完了がされず受講不可になる場合がございます。ご注意ください。(例年、長形3号等の指定外サイズをご準備される方がおります。)

(4) 問合せ先

問合せ内容	問合せ先	メール・電話番号
受講申込に関すること	一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 (原則 8:30~18:00まで) *問い合わせご返答は、18時を過ぎてご対応させていただく場合がございます。	office@msk35.org (080-2833-5973) 原則、メールでの問い合わせをお願いいたします。
受講可否の結果に関すること	宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班	022-211-2538
人員、運営基準に関すること	事業所の指定、委託を行う市町村又は県	

6 受講可否通知

- ・ 令和5年5月下旬から6月上旬にかけて、返信用封筒により結果をお知らせする予定です。
- ・ 定員を超過するお申し込みがあった場合は、以下の者を優先して受講者を決定します。
 - (1) 人員基準で配置が必要な相談支援専門員の欠如が生じている、又はその予定がある相談支援事業所等で従事する予定がある者
 - (2) 現に相談支援事業所等で相談支援業務に従事している者
 - (3) 受講申込の時点で、相談支援専門員として従事するための実務要件を満たしている者
 - (4) 上記以外で、研修修了日から1年以内に相談支援専門員として従事する予定がある者
- ・ 受講申込および研修受講を辞退する場合、速やかに辞退届を提出してください。様式は任意になりますが、「所属長の署名と代表印、受講者署名と印鑑、受講番号、ご所属名、辞退理由」を記載してください。

7 修了証書

- ・ 7日間の全ての科目を受講した者には、宮城県から修了証書を授与します。
- ・ 次の場合は、受講決定を取り消し、修了を認めません。
 - (1) 課外実習を行えない場合や課題を提出できない場合
※ 課外実習の詳細については、研修中のガイダンスで講師が説明する予定です。
 - (2) 自己都合により遅刻、早退又は途中退席した場合
 - (3) 著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話等の使用、進行の妨害、演習の参加態度等）に指導を行い、改善されなかった場合。事務局や演習講師で事実を確認した場合、主催する宮城県と一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会に対応を協議します。
 - (4) 申込内容に虚偽のあることが判明した場合（過去の修了を取り消す場合があります。）

本研修を修了した後、相談支援専門員として従事するためには、別紙2「宮城県相談支援専門員の要件となる実務経験一覧表」に定める実務要件を満たすことが必要です。また、5年毎に「相談支援従事者現任研修」を修了し、資格を更新することが必要です。

8 その他

- ・ やむを得ず研修を中止又は延期する場合やその他連絡事項は、宮城県のウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kensyu.html>) でお知らせします。
- ・ 厚生労働省モデル事業として開催された研修の教材（課外実習を含む。）が、特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会のウェブサイト (<http://www.ssa-b.com/h30guideline.html>) で公開されています。本研修の内容は、この教材を参考とする予定であり、事前に御覧いただくことを推奨します。
- ・ 「宮城県相談支援専門員の要件」および「実務経験記載票」における実務要件は、ご所属している（していた）事業の根拠法をご確認の上、ご判断ください。例年、ご所属している事業は要件を満たしているか確認のお問い合わせが多数あります。ご所属先のサービス等の形態がわかりかねます。また、「生活介護のみのサービスを提供している場合、障害者支援施設」と判断される方がおりますが正しくは「障害福祉サービス」になります。
- ・ 風邪のような症状がある場合や、体調不良時は受講をお控えください。
- ・ 演習期間中は必要に応じてマスクの着用を求めますので予めご了承ください。また、研修会場では窓を開放して換気を行わせていただく場合があります。
- ・ 研修会場に駐車場はありません。
- ・ 宿泊場所や研修中の昼食は、各自で手配してください。なお、研修会場は水以外の飲食はできませんので予めご了承ください。
- ・ 研修の録画及び録音は御遠慮ください。
- ・ 受講者の個人情報、本研修事業のみの目的で使用し、他の目的で使用したり無断で第三者に提供することはありません。